

公共交通事業等における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方
(平成31年3月12日 国土交通省)

1. 本年10月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて10%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
2. このため、公共交通事業等における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せ(一部改正 平成30年12月27日)に基づき、原則下記により適切に対応することとする。
 - (1) 消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対応する。
 - (2) 消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件ごとに厳正に対応する。
 - (3) 端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として110/108以内の増収となるように調整する。
 - (4) ICカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやすいものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
 - (5) 改定申請については、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。
 - (6) 消費税率引上げ分に伴う運賃・料金の改定については、消費税率引上げ適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる公共交通事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。

バスにおける具体的な端数処理の方法

(1) 1円単位運賃導入事業者

- より正確な転嫁を可能とする1円単位運賃を定期外運賃に導入する場合、ICカードの方が現金運賃よりもコストが低く、データ活用等による、よりきめ細やかな輸送サービスの提供が期待できること等を前提に、利用者にとって分かりやすいものとして、ICカード1円単位運賃が常に「現金運賃以下」となることを基本とする。
- バス運賃の端数処理については、ICカード運賃が現金運賃より高くないよう現金運賃の「切り上げ」を認めつつ、事業全体で110/108以内の増収に収まるよう、定期運賃等他の券種により調整。また、バスの現金利用者数の割合が前回税率引上げ時の鉄道並みの割合に下がったこと(前回鉄道約8%)等を踏まえ、利用者にとって分かりやすいものとして、バスについても鉄道方式に統一する。

| | | |
|-------------|-------------|-------------------|
| 現行IC | 216円 | 238円 |
| 現行現金 | 220円(216円) | 240円(238円) |
| IC(10銭四捨五入) | 220円 | 242円 |
| 現金(切上げ) | 220円 | 242円→ 250円 |

・現金利用が約10%
・定期利用が約20%
※首都圏のバス事業者の状況

(2) (1)以外の10円単位運賃事業者

- 従来どおり、定期外・定期等それぞれ「四捨五入」により端数処理を行い、事業全体で110/108以内の増収に収まるよう調整。